平成２５年（フ）第１５９号
福岡県朝倉市馬田2531番地８トマトハウス103号
破産者　タケフジスイミングスクールこと　竹藤　栄喜
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３６１号
大分市下郡中央２丁目10番45号
破産者　本田嘉奈子
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２４号
鹿児島県薩摩川内市高城町1583番地、前住所大阪府豊中市夕日丘１丁目４番８―209号
破産者　辻原　啓二
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
鹿児島県薩摩川内市西開聞町20番36号、前住所鹿児島県薩摩川内市向田本町９番13号
破産者　川畑多美子
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第１６５号
福岡市東区青葉７丁目21番12号
破産者　清水　陽子
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３９４号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲1845番地
破産者　北村　慎一
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４６９号
沖縄県那覇市字仲井真244番地10　喜屋武方
破産者　髙良　利樹
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１１１号
宮城県黒川郡大和町吉岡字西原101番地の４、従前の住所宮城県黒川郡大和町吉田字平渕14番地
破産者　阿部　裕子
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２０８号
仙台市泉区山の寺２丁目26番37号　スターツα―ＮＥＸＴ山の寺201
破産者　小野　将生
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３０５号
静岡県沼津市本松下843番地の９、破産手続開始時の住所静岡県沼津市本字千本1910番地の111
破産者　長澤　芳明
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１５号
愛媛県西予市三瓶町下泊1941番地１
破産者　米木　徳良
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第２８０号
盛岡市厨川２丁目21番９号、破産手続開始決定時の住所盛岡市みたけ５丁目４番48号
破産者　佐藤　　眞
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第４２号
山形県鶴岡市大塚町18番15号
破産者　佐藤　重美
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第２９号
福島市松木町８番２号
破産者　武藤　清一
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１１６号
千葉県大網白里市上貝塚427番地８、開始決定時の住所千葉県山武郡大網白里町上貝塚427番地８
破産者　長尾　義彦
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第９２５号
横浜市神奈川区三ツ沢中町６―12　ハイムクーロンヌ202号、住民票上の住所横浜市南区東蒔田町９番地12　浜田マンション403号
破産者　間邉　雄輔
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２８３号
横浜市保土ケ谷区岩崎町２番２号
破産者　松岡　　巌
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部